

海外食品添加物規制早見表 Phase2 用途拡大（乳化剤・甘味料・調味料）のご紹介

JFIA Japan Food Industry Association



一般財団法人 食品産業センター
加工食品国際標準化緊急対策事務局

(Japan Food Industry Association) 略称「JFIA」

食品産業界唯一の中核的・横断的団体として1970（昭和45）年設立。

役割：食品産業界全体の相互連携、食品産業の発展を図ること

人員：27名（農林水産省OB 5名 食品企業からの出向 13名）

食品産業界の意見を集約して、行政や業界に要請・提言を行うとともに、食品産業界の共通の課題解決に向けて取り組んでいます。

食品産業関連116団体、食品企業等127社、1都道府県、個人会員19名
(令和6年2月16日現在)

【主な事業】

- (1) 食品の品質・衛生管理に関する調査・指導
- (2) 食品産業の海外事業展開・食品の輸出促進に関する情報の収集・提供
- (3) 食品の表示の適正化・情報の提供に関する調査・指導
- (4) 食品産業の試験研究・技術開発に関する交流・提言
- (5) 食品産業の環境対策に関する調査・指導
- (6) 地域の食品産業の振興 など

食品産業センターホームページのご紹介

JFIA Japan Food Industry Association

JFIA Japan Food Industry Association

▶ サイトマップ 食品産業センターサイト内検索 🔍

一般財団法人 食品産業センター

ホーム お知らせ セミナー・イベント 出版物 行政情報 センターの事業 センターのご案内 **会員ページ**

～食品産業の発展と未来を目指して～



食品産業センターでは、食品産業の健全な発展と新しい社会的課題を解決するために各種の事業を行なっています。



▶ 海外輸出規制プラットフォーム



▶ こだわり食品フェア



▶ 本場の本物



▶ FOOD展



▶ HACCP 関連情報 データベース



▶ 食品関連事業者のための環境情報

▶ センターの事業はこちら

食品産業センター ホームページ

<https://www.shokusan.or.jp/>



【対象国・地域】

輸出上位を占める10か国・地域

(米、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州)

【用途】

新たに食品添加物 3用途の規制調査を実施し、情報を追加しました

・乳化剤(59品目)

・調味料(75品目)

・甘味料(22品目)

合計 156品目

【内容】

使用基準、成分規格、規制根拠の関連法規、品目番号など

調査内容を整理をした後、早見表システムを改修、輸出規制プラットフォームに収載して、輸出(食品製造)事業者に向けて情報提供を行う

【今年度の到達点】

・乳化剤、甘味料、調味料の規制情報を収載し、着色料と併せて10か国、4用途、239品目の情報を収載した。

・輸出規制プラットフォームのアクセスデータで利用者の動向を確認し、今後も開発・改良を進める

☑ 早見表(海外食品添加物規制早見表)とは

国内で製造時に使用している食品添加物が、海外(10か国・地域)で使用できるかどうかを検索・判別できる無料ツール



☑ 早見表の活用目的は？

加工食品を輸出する際、輸出先国の食品添加物の定義や、対象食品の範囲、使用できる量などの違いを把握し、輸出先国で使用できるものかどうかを確認する

☑ 加工食品の輸出における添加物の課題

国・地域により添加物と定義されている範囲、成分規格、使用基準や用途が異なるため、食品を輸出しようとした場合、輸出できないケースがある

国内で使用可能である既存添加物の各国認可申請の対応に限界がある

海外の添加物規制の情報収集の方法がわからないという声がある
添加物について整理された情報が無く、煩雑な作業と手間が掛かる

☑ 早見表の閲覧件数（PV数）
（令和6年1月10日締めデータ）

※公開して1年が経過しました

期間	プラットフォーム	早見表
1月23日～1月31日	28,757	13,571
2月 1日～2月28日	12,355	6,586
3月 1日～3月31日	14,430	6,791
4月 1日～4月30日	19,275	4,398
5月 1日～5月31日	11,982	4,653
6月 1日～6月30日	13,734	6,423
7月 1日～7月31日	12,922	6,756
8月 1日～8月31日	11,529	6,414
9月 1日～9月30日	10,757	6,053
10月 1日～10月31日	10,981	6,530
11月 1日～11月30日	12,713	7,250
12月 1日～12月31日	22,563	9,548
1月 1日～ 1月31日	25,658	14,802
計	207,656	99,775

早見表サイトについては、公開し、この1月までで 99,775PVの閲覧数でした。
 今後も情報の追加を行うことにより、事業者様など、輸出を進める皆様方に情報提供を行い、幅広くご活用いただきたい。

【日本と海外の違い】

早見表を利用するための予備知識として、日本と海外の違いを理解することが重要大別して、3点の違いがある。

- 乳化剤の定義が異なる
 - ✓ 海外では、水と油を均一にしたエマルジョンを形成する機能に限定
 - ✓ 日本では消泡、起泡、離形など幅広い機能を含む
- 名称と分類が異なる
 - ✓ 海外では、基本的に個々の物質名で表示する
 - ✓ 日本では、グリセリン脂肪酸エステルのように、物質名の総称で表示ができる
- 使用基準がある
 - ✓ 多くの乳化剤に用途や添加量の制限がある。
 - ✓ 日本で使用基準のあるものは3種類程度に限定される

上記の情報については、これらの理解が必要であることから、早見表に解説資料を収載しています。

- ・甘味料は食品に甘味を付与する機能を持つ物質である。
- ・海外では、添加物の機能・役割を明確にする定義「甘味物質の対象」や「使い方」を規定している。
- ・米国では、栄養性甘味料、非栄養性甘味料に区分けされていて、甘味物質の熱量の注意が必要。
- ・EUでは、卓上で使うものも甘味料を含めている。
- ・中国、韓国は日本と類似、対象範囲が広い。
- ・香港、シンガポール、ベトナム、豪州は砂糖の代替として使用を限定、あるいは甘味料にならないものを明記。
- ・コーデックスでは単糖類、二糖類を甘味料から除いている。
- ・香港とシンガポールは甘味料の定義で炭水化物を除くとしており、糖質を含まない。

- ・調味料は食品に味・風味を付与、増強する目的で使用される食品添加物
- ・各国・地域では『風味増強剤』となります。(事業者判断の国あり)

(例)

豪州では、グルタミン酸ナトリウムを食品に添加する場合食品表示に「風味増強剤(MSG)」「風味増強剤(621)」と表示すること、そして成分表示は622-625のその他の追加許可されたグルタミン酸食品添加物も適用される。

法規とは別にクリーンラベルの観点から、添加物不使用を求められるケースがある。

- ・コハク酸ナトリウム EUや豪州、NZで使用不可。
- ・香港では、食品添加物は公衆衛生市政条例第132章に規定されている。調味料は明記されていないため、INS番号のある食品添加物、JECFA評価のある香料について、香港当局へ10日以内に問い合わせる必要があります。

操作方法の説明

システムの使い方は **こちら** をご覧ください。



海外食品添加物規制早見表

登録添加物一覧

プルダウン選択から乳化剤を選択します。

用途一覧

国・地域選択

	英名	色	日本	米国	EU (英国含む)	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州
5'-イノシン酸二ナトリウム	Disodium 5'-Inosinate	-	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5'-ウリジル酸二ナトリウム	Disodium 5'-Uridylate	-	指定	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
5'-グアニル酸二ナトリウム	Disodium 5'-Guanylate	-	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5'-シチジル酸二ナトリウム	Disodium 5'-Cytidylate	-	指定	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
5'-リボヌクレオチドカルシウム	Calcium 5'-Ribonucleotide	-	指定	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×
5'-リボヌクレオチド二ナトリウム	Disodium 5'-Ribonucleotide	-	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D-キシロース	D-Xylose	-	既存	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○
D-ソルビトール	D-Sorbitol	-	指定	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
D-ソルビトール液	D-Sorbitol Syrup	-	指定	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×
D-マンニトール	D-Mannitol	-	指定	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○

ポップアップが画面が表示されます。
必ず、解説書の注意事項を読む仕様になっています。
×を閉じると、乳化剤の早見表（一覧）が開きます。

見表

剤

国・地域選択

英名

中国 韓国 台湾 香港 シンガポール 大

（含む）

えいめい

要素(すべ XXXXXXX

ク酸デンプ Starch Sodium Octenyl Succina

Quillaia Extract, Quillaja Extract

既
存

ル Triethyl Citrate

指
定

酸エステル Glycerin Esters of Fatty Acids

指
定

ングリセリ Mono- and Di-glycerides of Fatty Acids

×

必ずこちらをお読みください

1. はじめに

2. 10か国とCODEXの定義の違い

3. 名称と分類について

4. 使用基準について

5. 機能と用途

6. 基原原料について

7. その他の注意点

8. 機能分類表

海外食品添加物規制早見表

乳化剤早見表

[乳化剤解説書](#)

用途一覧 乳化剤 ▼ 国・地域選択 ▼ 添加物名選択 ▼ 🔍 検索

和名 五十音順 ▼	英名 アルファベット昇順 ▲	EU (英国含む)										
		日本	米国	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州	
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
キラヤ抽出物	Quillaia Extract, Quillaja Extract	既存	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○
クエン酸三エチル	Triethyl Citrate	指定	○	×	×	×	○	×	×	○	○	○
グリセリン脂肪酸エステル -	Glycerin Esters of Fatty Acids	指定	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×
- モノ・及びジグリセリン脂肪酸エステル	Mono- and Di-glycerides of Fatty Acids		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
- モノグリセリン脂肪酸エステル	Monoglycerides of Fatty Acids		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

「早見表:着色料」を使うにあたって

1. はじめに

着色料は、食品に着色する目的で使用される食品添加物である。国・地域により、使用基準等の規制は異なるため、国・地域を特定して個別に確認することが重要である。

2. 定義

着色料の定義を表1にまとめた。

表1. 着色料の定義

国・地域	定義(説明文)	出典
日本	食品に色を付与する添加物。	—
米国	色安定剤、色固定剤、色保持剤などを含む、食品の色や色合いを付与、保存、または強化するために使用される物質。	21CFR§170.3(o)(4)
EU (含UK)	食品に色を加えるか復元する物質で、食品の天然成分や、通常はそのまま食品として消費されず、食品の特徴成分としても通常使用されない天然源が含まれる。	Regulation (EC) No 1333/2008, Annex I
中国	食品に色を与え、食品の色を改善する物質。	GB2760-2014、付録D
韓国	食品に色を加えたり復元したりする食品添加物。	FOOD ADDITIVES CODE, I. 2(22)
台湾	食品を着色する物質。	食品添加物手冊
香港	食品をより魅力的に見せ、食品の加工中に矢われた色を補う目的、異なる生産バッチ間の一貫性を維持する目的で使用される物質。	香港教育局資料
シンガポール	食品に添加または適用すると、その食品に色を与えることができる物質。	Food Regulations 20
タイ	食品に色を加えるまたは復元する食品添加物。	コーデックスに準拠
ベトナム	食品に色を加えるまたは復元する食品添加物。	コーデックスに準拠
豪州	食品に色を加えるか復元する。	Australia New Zealand

海外食品添加物規制早見表

◀ 前のページへ戻る

⚠ 取扱説明書(必ずお読みください)

💡 Win:Ctrl+F で任意の文字を
Mac:command+F ハイライトできます。

米国 : オクテニルコハク酸デンプンナトリウム

【国・地域名】 米国 【添加物名】 オクテニルコハク酸デンプンナトリウム

【英名】 STARCH,FOOD,MODIFIED:STARCH SODIUM OCTTENYL SUCCINATE

【別名】 SODIUM STARCH OCTENYLSUCCINATE
STARCH SODIUM OCTENYLSUCCINATE

【INS】 1450

【品目番号/関連法規】21CFR§172.892

【機能】 安定剤、増粘剤

【使用基準】 全ての食品に必要最小量で使用可能。

【使用基準URL】 <https://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfCFR/CFRSearch.cfm?fr=172.892>

【成分規格】 エステル化に用いる1-オクテニルコハク酸無水物:3%以下

※成分規格は無償公開されておらず、詳細はFood_Chemicals_Codex(<https://www.foodchemicalscodex.org/>)を購入し確認する必要がある。

【成分規格URL】 <https://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfCFR/CFRSearch.cfm?fr=172.892>

バージョンアップ
してデータ項目を
項目の追加しました！

別名
機能
INS番号

海外食品添加物規制早見表

乳化剤早見表

[乳化剤解説書](#)

用途一覧 乳化剤 ▼ 国・地域選択 ▼ 添加物名選択 ▼ 🔍 検索

和名 五十音順 ▼	英名 アルファベット昇順 ▲	EU (英国含む)										
		日本	米国	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州	
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
キラヤ抽出物	Quillaia Extract, Quillaja Extract	既存	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○
クエン酸三エチル	Triethyl Citrate	指定	○	×	×	×	○	×	×	○	○	○
グリセリン脂肪酸エステル -	Glycerin Esters of Fatty Acids	指定	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×
- モノ・及びジグリセリン脂肪酸エステル	Mono- and Di-glycerides of Fatty Acids		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
- モノグリセリン脂肪酸エステル	Monoglycerides of Fatty Acids		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

「国・地域」を選択し、
選択肢を狭めることが可能です。

選択後「検索」ボタンを
押してください。

登録添加物一覧

用途一覧 添加物全体 ▼

国・地域選択

- ✓ 米国
- EU (英国含む)
- 中国
- 韓国
- 台湾
- 香港
- シンガポール
- タイ
- ベトナム
- 豪州

キーワードを入力

和名	色	日本	米国	EU (英国含む)	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州
5'-イノシン酸二ナトリウム	-	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5'-ウリジル酸二ナトリウム	-	指定	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
5'-グアニル酸二ナトリウム	-	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



海外食品添加物規制早見表

検索結果一覧

用途一覧 添加物全体 ▼

米国 ▼ 添加物名選択 ▼ キーワードを入力

和名	英名	色	日本	米国
5'-イノシン酸二ナトリウム	Disodium 5'-Inosinate	-	指定	○
5'-グアニル酸二ナトリウム	Disodium 5'-Guanylate	-	指定	○
D-キシロース	D-Xylose	-	既	○

海外食品添加物規制早見表

乳化剤早見表

用途一覧 乳化剤 ▼ 国・地域選択 ▼ 添加物名選択 ▼ ソルビタン 検索

キーワードを入力し検索することが可能です。

取り扱い説明書

和名 英名 EU



海外食品添加物規制早見表

検索結果一覧

用途一覧 乳化剤 ▼ 国・地域選択 ▼ 添加物名選択 ▼ ソルビタン 検索

和名 五十音順	英名 アルファベット昇順	EU (英国含む)										
		日本	米国	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州	
ソルビタン脂肪酸エステル	Sorbitan Esters of Fatty Acids	指定	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×
- ソルビタンモノステアリン酸エステル	Sorbitan Monostearate		○	○	○	×	×	×	○	○	○	○
- ソルビタントリステアリン酸エステル	Sorbitan Tristearate		×	○	○	×	×	×	○	○	○	○
- ソルビタンモノラウリン酸エステル	Sorbitan Monolaurate		×	○	○	×	×	×	○	○	○	×

海外食品添加物規制早見表

検索結果一覧

用途一覧 ▼ ▼ ▼

和名 五十音種順 ▼	英名 アルファベット昇順 ▲	日本	香港
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	指定	○
グリセリン脂肪酸エステル	Glycerin Esters of Fatty Acids	指定	×
- モノ - 及びジグリセリン脂肪酸エステル	Mono- and Di-glycerides of Fatty Acids		○
- モノグリセリン脂肪酸エステル	Monoglycerides of Fatty Acids		×
- グリセリンモノオレイン酸エステル	Glyceryl Monooleate		×
- グリセリンモノステアリン酸エステル	Glyceryl Monostearate		×
- グリセリンパルミチン酸ステアリン酸エステル	Glyceryl Palmitostearate		×
- グリセリンベヘン酸エステル	Glyceryl Behenate		×
- グリセリントリステアリン酸エステル	Glyceryl Tristearate		×
- オクチル及びデシルグリセリンエステル	Octyl and Decyl Glycerate		×
- モノグリセリンカプリル酸エステル	Capryl Monoglyceride		×
- トリグリセリンリノール酸エステル	Triglyceryl Linoleate		×
- グリセリン酢酸脂肪酸エステル	Acetic and Fatty Acid Esters of Glycerol, Acetylated Mono- and Diglycerides		○
- アセチル化モノグリセリド	Acetylated Monoglycerides		×
- グリセリン乳酸脂肪酸エステル	Lactic and Fatty Acid Esters of Glycerol, Lactic Acid Esters of Mono- and Diglycerides, Glyceryl-Lactate Esters of Fatty Acids		○
- グリセリン乳酸オレイン酸エステル	Glyceryl Lactooleate		×
- グリセリン乳酸パルミチン酸エステル	Glyceryl Lactopalmitate		×
- グリセリンクエン酸脂肪酸エステル	Citric and Fatty Acid Esters of Glycerol, Citric Acid Esters of Mono- and Di-glyceride		○
- グリセリン、クエン酸、ステアリン酸エステル	Stearyl Monoglyceridyl Citrate		×

例2: チーズに使用する乳化剤を検索する

海外食品添加物規制早見表

検索結果一覧

用途一覧 ▼ ▼ 添加物名選択 ▼

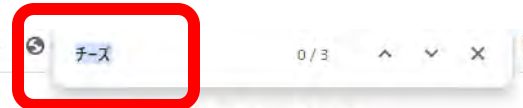
和名 <small>五十音降順 ▼</small>	英名 <small>アルファベット昇順 ▲</small>	日本	EU (英国含む)
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	指定	<input type="radio"/>
ヒマワリレシチン	Sunflower Lecithin	指定	<input type="radio"/>
卵黄レシチン	Yolk lecithin	既存	<input type="radio"/>
植物レシチン	Vegetable lecithin	既存	<input type="radio"/>
酵素処理レシチン	Enzymatically modified lecithin	既存	<input type="radio"/>
酵素分解レシチン	Enzymatically Decomposed Lecithin	既存	<input type="radio"/>

※著作権の関係上、本コンテンツ、動画、資料につきましては、転載、録画、複製等一切を禁止いたします。

[利用規約](#)

Copyright (C) 食品産業センター All Rights Reserved.

添加物を特定できたら、ページ内を検索する



海外食品添加物規制早見表

◀ 前のページへ戻る

⚠ 取扱説明書(必ずお読みください)

💡 Win:Ctrl+F で任意の文字を
Mac:command+F ハイライトできます。

EU (英国含む)：オクテニルコハク酸デンプンナトリウム

【国・地域名】 EU (英国含む) 【添加物名】 オクテニルコハク酸デンプンナトリウム

【英名】

STARCH SODIUM OCTENYL SUCCINATE

【別名】

SSOS

【INS番号】

1450

チーズの検索結果でカテゴリーや使用基準を確認する

乳化剤（事業者の判断で乳化剤を選択可能）

【使用基準】

風味付けのない生の発酵クリーム製品：必要最小量。

乳児・幼児用の栄養食品：20000 mg/kg。

乳幼児用の特殊医療目的の栄養食品：20000 mg/kg、乳幼児用調製乳・フォローオン調製乳のみ。

小児用のその他の食品：50000 mg/kg。

乳幼児用の穀物ベースの加工食品・ベビーフード：50000 mg/kg、穀物ベースの加工食品・ベビーフードのみ。

<グループ I 添加物としての使用基準>

以下のカテゴリーの食品に必要量で使用可能：

発酵後に加熱処理された風味付けのない発酵乳製品

熱処理製品を含む風味付け発酵乳製品

その他のクリーム

プロセスチーズ

チーズ製品（カテゴリー 16 に該当する製品を除く）

加工ナッツ

カテゴリー 1・3・4の製品を除くデザート

乳幼児向け食品を除く、カテゴリー1～17に該当しない加工食品

カテゴリー16の製品を除く未熟成チーズ（モッツアレラを除く）

ココア・チョコレート製品（カロリー減・砂糖無添加品のみ）

パン・ロールパン（カテゴリー7.1.1・7.1.2の製品を除く）

加熱加工肉（foie gras, foie gras entier, blocs de foie gras, Libamáj, libamáj egészben, libamáj tömbbenを除く）

魚卵（加工魚卵のみ）

グルテン不耐症用食品（乾燥パスタを含む）

果物ジュース・野菜ジュース（野菜ジュースのみ）

果物ネクター・野菜ネクター・同様製品（野菜ネクターのみ）

リンゴ酒・洋ナン酒

果物ワイン・メイドワイン

ハチミツ酒

プロセスチーズ
チーズ製品
未熟性チーズ

とあり、以下の
カテゴリーの食品に
必要量で使用可能
であることがわかり
ます。



英語

検索

検索

利用条件

この添加剤は、次のカテゴリーでの使用が認可されています。

1.6.2 **無香料の生発酵クリーム製品**(2011 年 11 月 11 日の委員会規則 (EU) No 1129/2011 EEA 関連。2011 年 2 月 12 日から適用)

個別の制限/例外

ちょうど十分な距離

13.1.3 **シリアルベースの加工食品および乳児用ベビーフード**(2011 年 11 月 11 日の欧州委員会規則 (EU) No 1129/2011食品添加物の説明。EEA 関連のテキスト。2011 年 2 月 12 日から適用)

個別の制限/例外

ML = 50000 mg/kg、シリアルベースの加工食品およびベビーフードのみ

13.1.4 **幼児向けのその他の食品**(2011 年 11 月 11 日の委員会規則 (EU) No 1129/2011 EEA 関連。2011 年 2 月 12 日から適用)

個別の制限/例外

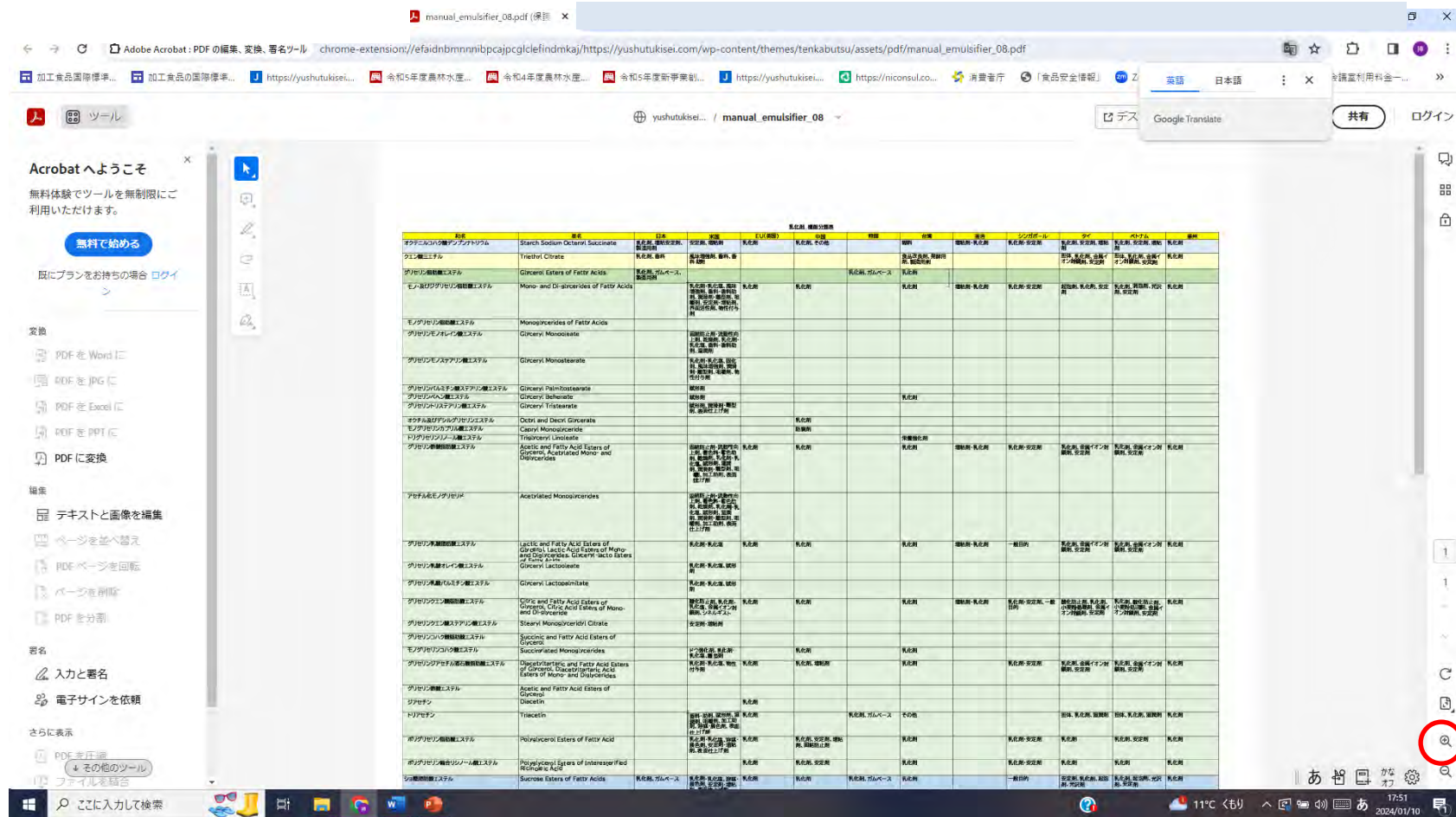
ML = 50000 mg/kg

13.1.5.1 **特別な医療目的の乳児用食事療法食品**(2011 年 11 月 11 日の欧州委員会規則 (EU) No 1129/2011添加剤。EEA 関連のテキスト。2011 年 2 月 12 日から適用)

個別の制限/例外

ML = 20000 mg/kg、乳児用ミルクおよびフォローアップミルクのみ

機能・分類の一覧表を作成しました



解説書 8 に P D F で 収 載 して います。
 ⊕ で 拡 大 し て く だ さ い。

機能・分類の一覧表を作成しました（乳化剤のみ）

まず虫眼鏡をクリックします。
 すると下に入力ができるスペースが出ます。
 「ガム」と入力すると、ガムベースが網掛けされます。



乳化剤 機能分類表

和名	英名	日本	米国	EU(英国)	中国	韓国	台湾
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	乳化剤、増粘安定剤、製造用剤	安定剤、増粘剤	乳化剤	乳化剤、その他		糊料
クエン酸三エチル	Triethyl Citrate	乳化剤、香料	風味増強剤、香料、香料助剤				食品改良剤、乳剤、製造用剤
グリセリン脂肪酸エステル	Glycerol Esters of Fatty Acids	乳化剤、 ガムベース 製造用剤				乳化剤、 ガムベース	乳化剤
モノ-及びジグリセリン脂肪酸エステル	Mono- and Di-glycerides of Fatty Acids		乳化剤・乳化塩、風味増強剤、香料・香料助剤、潤滑剤・離型剤、阻層剤、安定剤・増粘剤、界面活性剤、物性付与剤	乳化剤	乳化剤		乳化剤
モノグリセリン脂肪酸エステル	Monoglycerides of Fatty Acids						
グリセリンモノオレイン酸エステル	Glycerol Monooleate		固結防止剤・流動性向上剤、乾燥剤、乳化剤・乳化塩、香料・香料助剤、潤滑剤				
グリセリンモノステアリン酸エステル	Glycerol Monostearate		乳化剤・乳化塩、固結防止剤、風味増強剤、潤滑剤・離型剤、阻層剤、物性付与剤				
グリセリンパルミチン酸ステアリン酸エステル	Glycerol Palmitostearate		賦形剤				
グリセリンベヘン酸エステル	Glycerol Behenate		賦形剤				乳化剤
グリセリントリステアリン酸エステル	Glycerol Tristearate		賦形剤、潤滑剤・離型剤、表面仕上げ剤				
オクチル及びデシルグリセリンエステル	Octyl and Decyl Glycerate				乳化剤		
モノグリセリンカプリル酸エステル	Capryl Monoglyceride				防腐剤		
トリグリセリンリノール酸エステル	Triglycerol Linoleate						栄養強化剤
グリセリン酢酸脂肪酸エステル	Acetic and Fatty Acid Esters of Glycerol		固結防止剤、 乳化剤	乳化剤	乳化剤		

Acrobat へようこそ
 無料体験でツールを無制限にご利用いただけます。
 無料で始める
 既にプランをお持ちの場合 ログイン

変換
 PDFをWordに
 PDFをJPGに
 PDFをExcelに
 PDFをPPTに
 PDFに変換

編集
 テキストと画像を編集
 ページを並べ替え
 PDFページを回転
 ページを削除
 PDFを分割

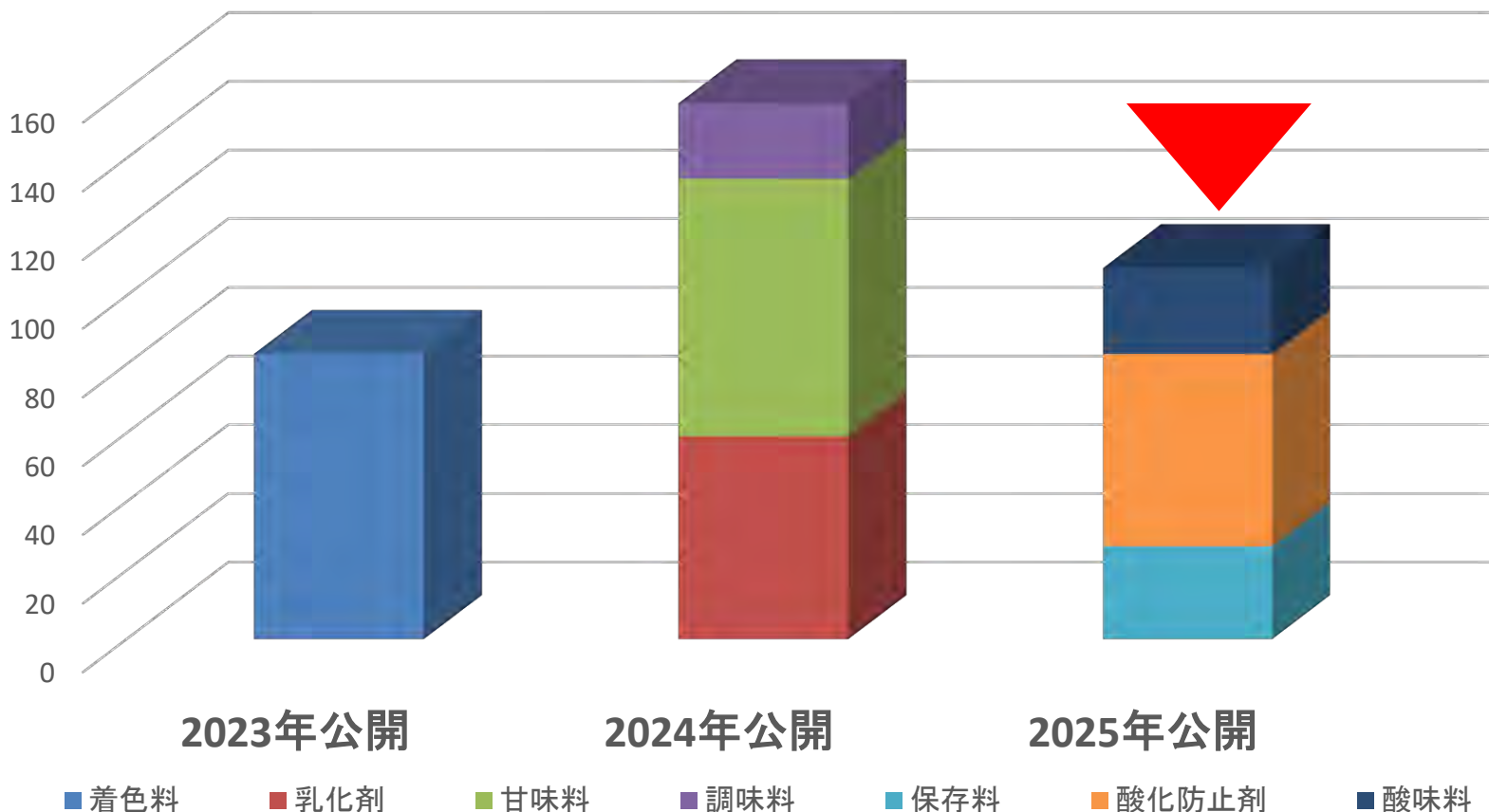
署名
 入力と署名
 電子サインを依頼

さらに表示
 PDFを印刷
 その他のツール
 ファイルを圧縮

来年度の取り組みについて

保存料、酸化防止剤、酸味料の調査を実施し、用途拡大を検討しております。

用途拡大計画と取り組みアイテム数



- ・タイ保健省食品・医薬品局(FDA)は10月27日、保健省告示281号「食品添加物」の関連文書として「植物または動物の一部から得た色素の品質規格、同色素のリスト」(天然着色料リスト)を更新し、リストに「クチナシ(乾燥の実と果実)」を加えた。
- ・FDAは食品への使用が認められる天然着色料をリスト化している。
- ・一般的にタイで食品添加物を使用するには、保健省告示418号で定めた食品添加物ごとの使用基準を順守する必要があり、使用基準が定めていない場合にはFDAに申請し、承認を得る必要がある。

天然着色料リスト(タイ語／英語)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=510444297322110976&name=ListOfPlants.pdf>

上記リストを確認しましたところ、クチナシ黄の他、ムラサキイモ色素、オレンジ色素、カキ色素、スピルリナ色素も対象となります。

該当の着色料につきましては、12月14日にデータ更新を行っております。

なお、本情報は、農林水産省、日本食品添加物協会の情報提供によるものです。

ご清聴ありがとうございました。

本資料に掲載されております情報については、一般財団法人食品産業センターが作成した内容であり、その正確性、完全性、情報更新などに関して、万全を期しておりますが農林水産省および食品産業センターが本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではないです。情報を利用される場合には皆様が必ずご確認くださいか、皆様がご判断の上、ご利用いただきます様お願いいたします。

また、早見表の構成につきましては、テキスト作成時、システム開発中であったことから画面表示や方法が実際と異なる場合がございます。更新されていない情報につきましては現物が優先されますのでご了承ください。

また転載・複製を行う場合には、食品産業センターへ承認申請を行っていただくようお願いいたします。

★無断での転載・複製利用は禁止いたします。